

令和7年度改定「池田町新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要

1 行動計画の概要

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備えて、平時の準備や発生時の対策の内容を示すもの。
- 発生した新型インフルエンザ等の病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すもの。

2 改定の趣旨

- 今回の改定は、新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図ることを目的に行うもの。
- 特措法の施行、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を受けて、2014年（平成26年）に策定して以来、初めての抜本的な見直しとなる。

3 目指すべき姿

- ① 感染拡大の抑制による町民の生命及び健康の保護
- ② 町民生活及び町民経済に及ぼす影響の最小化



医療提供体制のキャパシティを超えないような感染拡大防止対策と、継続的な社会経済活動のバランスをうまく調整できる社会の実現

4 新たな感染症危機の想定

- 新型インフルエンザや新型コロナを念頭に置きつつも、それら以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性や中長期的に数次にわたり感染の波が生じる可能性も想定

5 対策の基本的な考え方

- 科学的知見を踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、社会インフラの状況、医療提供体制等を考慮しつつ、各種対策を効果的に組み合わせ、全体のバランスを図るとともに、その時々状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前から流行が終息するまでの一連の対応の流れを確立する。
- 新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等、医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- 医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討する。
- 新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、件、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行う。
- ワクチンや治療薬が無い可能性が高い新興感染症が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

6 フェーズ（準備期、初動期、対応機）



7 実効性の確保

- ① 行動計画等に基づく取組状況の進捗を管理し、毎年度定期的なフォローアップを行う。
- ② 新たな知見や状況の変化等を踏まえ、おおむね6年ごとに行動計画の改定について、必要な検討を行う。

① 実施体制

【準備期】

- 1 協議・意思決定体制の整備
 - ・平時において県が設置する「新型インフルエンザ等対策推進協議会」に参加
- 2 業務執行体制の整備
 - ・有事において拡充すべき業務とその実施に必要な人員等の確保及び維持すべき業務を継続するための業務継続計画を策定
- 3 行動計画の策定・見直し等
 - ・県行動計画を踏まえた計画の策定及び必要に応じた計画の見直しの実施
- 4 関係機関との連携の強化
 - ・国、県、関係団体等との意思疎通を通じて連携体制を強化
- 5 訓練・研修の実施
 - ・国、県及び関係機関等と連携して、実践的な訓練を実施
 - ・医療機関等と共に、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等を養成

【初動期】

- 1 協議・意思決定体制の確保
 - ・県が設置する対策協議会への参加・協力
 - ・国、県の対策本部設置状況に応じ、町対策本部の設置を検討
- 2 業務執行体制の確保
 - ・必要な人員体制への強化のための、全庁的な対応推進
- 3 必要な予算の確保
 - ・国や県からの財政支援の有効活用及び地方債の発行により機動的かつ効果的な対策を実施

【対応期】

- 1 協議・意思決定体制の拡大・見直し
 - ・緊急事態宣言による、速やかな町対策本部の設置
- 2 総合調整・指示
 - ・県が行う総合調整への協力
 - ・町の区域の緊急事態措置に関する総合調整の実施
- 3 職員等の派遣・応援要請
 - ・特定新型インフルエンザ等対策の実施における、県、他市町村、指定地方行政機関への必要に応じた応援要請
- 4 必要な財政上の措置
 - ・国や県からの財政支援の有効活用及び地方債の発行により機動的かつ効果的な対策を実施

② 情報収集・分析

【初動期】

- 情報の提供・共有
- ・国や県から提供される情報や対策を、町民等に迅速に公表

【対応期】

- 情報の提供・共有
- ・初動期から継続して、国や県から提供される情報や対策を、町民等に迅速に公表
 - ・県から提供される、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果を、町民等に迅速に公表

③ サーベイランス

【準備期】～【対応期】共通

- 情報の提供・共有
- ・国、県等から提供されるサーベイランス分析結果に基づく正確な情報を、町民に分かりやすく提供
 - ・県から、町内に居住する新型インフルエンザ等の患者等の数、感染等が判明した日時のほか、厚生労働省令で定める情報を受理

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

【準備期】

- 1 平時における情報提供・共有
 - ・平時から感染症危機に関する情報提供・共有を行い、町からの情報に対する町民の認知度・信頼度を向上
 - ・集団感染が発生するリスクが高い学校・職場、重症化リスクが高いと考えられる高齢者施設等に対する分かりやすい情報提供・共有を実施
- 2 双方向コミュニケーションの体制整備
 - ・新型インフルエンザ等の発生時に対応するためのコールセンター等の相談窓口の設置準備

【初動期】

- 1 情報の提供・共有
 - ・情報提供・共有、リスクコミュニケーションの実施体制を、本格的な体制に強化し、町民に対して必要な情報を提供・共有
 - ・新型インフルエンザ等の発生状況等に対する住民の理解の増進を図るため、必要な情報を県と共有
- 2 双方向コミュニケーションの実施
 - ・町民からの相談に応じるため、コールセンター等の相談窓口を設置

【対応期】

- 1 情報の提供・共有
 - ・初動期に整備した情報の提供体制の維持・継続
 - ・県からの情報を提供・共有し、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解を増進
- 2 双方向コミュニケーションの実施
 - ・初動期に設置したコールセンター等の相談窓口の継続
 - ・国から提供されるQ&A等を活用し、町民等からの相談対応や適切な情報提供を実施

5 まん延防止

【準備期】

- 1 平時における情報提供・共有
 - ・ 平時から、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の理解を促進
- 2 避難所におけるまん延防止対策
 - ・ 避難所の運営に必要な場所や資機材の確保、有事における体制や対応の確認

【初動期】

- 1 町内でのまん延防止対策の準備
 - ・ 町内におけるまん延に備えた、業務継続計画に基づく対応を準備
- 2 避難所におけるまん延防止
 - ・ 地震等の自然災害発生地域において、県からの患者情報を適切に把握し、感染症危機下における避難所の開設・運営

【対応期】

避難所におけるまん延防止

- ・ 初動期に引き続き、地震等の自然災害発生地域において、県からの患者情報を適切に把握し、感染症危機下における避難所の開設・運営

6 ワクチン

【準備期】

- 1 接種に必要な資材の準備
 - ・ 予防接種に必要な資材の確保方法等の確認、速やかな確保の準備
- 2 流通に係る体制の整備
 - ・ ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県及び郡医師会等との連携体制を整備
 - ・ ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定
- 3 接種体制の構築
 - ・ 平時から、郡医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を実施
- 4 特定接種の体制整備
 - ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の人数の把握及び特定接種体制の構築
- 5 住民接種の体制整備
 - ・ 国、県と連携し、接種の優先順位、接種に携わる医療従事者の体制等、具体的な実施方法を準備
 - ・ 接種会場において円滑な接種を実施するための接種体制の構築に向けた訓練の実施
 - ・ 高齢者支援施設等の入所者への接種体制の検討
 - ・ システム等を活用した、他市町村での接種を可能とする体制の整備
- 6 情報の提供・共有
 - ・ 予防接種に関する分かりやすい情報提供、疑問や不安に対するQ & A等の提供など双方向的な取組を推進
- 7 衛生部局以外の分野との連携
 - ・ 予防接種の推進のため、労働部局、介護保険部局、障害保健福祉部局、教育委員会等との連携及び協力を強化
- 8 DXの推進
 - ・ 健康管理システム等と国が整備するシステム基盤とを連携し、接種勧奨等のスマートフォンへの通知環境を構築

【初動期】

- 1 国からの情報の共有
 - ・ 国からのワクチンの供給量、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報による、接種体制の準備
- 2 接種に携わる医療従事者の確保
 - ・ 郡医師会等の協力による、医療従事者等の確保
- 3 接種に必要な資材の確保
 - ・ ワクチン接種に必要と判断した資材の確保
- 4 接種体制の構築
 - ・ 人口や年齢、接種記録等の情報から接種予定数を把握し、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討
 - ・ 接種に係る業務量に対応するための全庁的な実施体制を確保
 - ・ 接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等の外部委託の検討
 - ・ 郡医師会等と協議し、医療機関による個別接種、町施設における集団接種の接種体制を確保
 - ・ 高齢者支援施設や社会福祉施設等に入所中の者に対する接種体制を構築
 - ・ 集団接種会場を設置する場合、運営要員を確保し、ワクチンの配送、予約管理及びマイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等に使用するシステム設備を整備
 - ・ 集団接種会場を設置する場合、医療法に基づく診療所開設の届出を提出
 - ・ 接種会場での救急対応に使用する救急処置用品の準備・適正な管理の実施
 - ・ 重篤な副反応発生時の、会場内の従事者の役割確認、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等の選定、郡医師会や大垣消防組合等との適切な連携体制の確保
 - ・ 感染性産業廃棄物の搬出までの適正な管理
 - ・ 接種会場における、接種経路の設定や被接種者の間隔の確保による、感染予防への配慮

【対応期】

- 1 「オール岐阜」体制による接種の推進
 - ・ 県が主導する「オール岐阜」体制に参加・協力し、県が示す供給方針、接種の優先順位等の接種方針に従って接種を推進
- 2 ワクチンの調整・融通
 - ・ 接種開始後における医療機関のワクチンの使用実績や接種可能量を踏まえた、ワクチンの割り当て量の調整
 - ・ ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合における、地域間融通への協力・実施
- 3 接種に関する情報提供・通知
 - ・ ワクチン接種に関する情報を、ホームページ、SNS、広報誌等で住民に提供
 - ・ 接種勧奨や集団接種情報をスマートフォンアプリ等に通知
 - ・ スマートフォン等の活用が困難な住民へ紙の接種券発行
- 4 接種体制の確保
 - ・ 準備期及び初動期に整理・構築した接種体制の確保
 - ・ 医療従事者、入院中患者等に対する接種や在宅医療患者等の訪問接種も考慮するよう医療機関に要請
 - ・ 高齢者支援施設等に入所中の者に対する接種体制の確保
 - ・ 必要に応じて大規模接種会場等の開設を県に要請
- 5 地方公務員に対する特定接種の実施
 - ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員に対する特定接種の実施
- 6 住民接種の実施
 - ・ コールセンターを設置し、予約変更や相談に対応
 - ・ 国が整備するシステムを活用した地方自治体間での情報連携による、接種記録の適切な管理及び誤接種の防止
 - ・ 発熱者の接種会場への入場規制による感染拡大の防止
- 7 健康被害・副反応への対応
 - ・ 予防接種健康被害救済制度を周知し、相談及び申請を受け付
 - ・ 健康被害が疑われる被接種者等からの申請に基づき、予防接種健康被害調査委員会における審議を実施

7 医療

【初動期】

医療提供体制の周知

- ・地域の医療提供体制や医療機関の受診方法等を県と協力し町民に周知

【対応期】

1 流行初期から拡大期における医療提供体制の周知

- ・医療提供体制や、県が運営する有症状者に対応する相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関の受診方法等を町民に周知

2 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期における医療提供体制の周知

- ・県がワクチンや治療薬等により対応力が高まったと判断し、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、発熱外来を直接受診する仕組みに移行した場合に、速やかに町民に周知

8 保健

【準備期】

1 町職員の応援派遣

- ・流行開始から1か月間において、県の保健所が想定される業務量に対応できるよう、応援職員の派遣体制を整備

2 保健所実施業務への協力

- ・県の保健所が実施する健康観察等の業務への協力体制を整備

3 県・その他関係機関との連携強化

- ・県の連携協議会等に参加し、保健所、県内の他市町村、専門職能団体等との意見交換や必要な調整等を通じて連携を強化
- ・病床のひっ迫等により、自宅や宿泊療養施設への食事の提供等について県からの要請があった場合の、民間宿泊事業者等と連携体制を整備

【初動期】

有事体制への移行準備

- ・県が保健所の感染症有事体制への移行の準備に入った場合、県からの応援職員の派遣要請に備えて、派遣職員を準備

【対応期】

1 有事体制への移行

- ・県の保健所の感染症有事体制への移行に伴う応援職員の派遣要請に対し、遅滞なく応援職員を派遣

2 感染対応業務の実施

- ・県、保健所、医療機関、大垣消防組合等と連携して感染症対応業務を実施

3 健康観察及び生活支援の実施

- ・自宅又は宿泊療養施設で療養する患者等やその濃厚接触者に対する、健康観察に協力
- ・自宅又は宿泊療養施設で療養する患者等やその濃厚接触者に対する、食事等の提供を実施

4 迅速な対応体制への移行（流行初期）

- ・県からの交代要員を含めた人員確保のための応援職員の派遣要請に対し、職員を派遣

5 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し（流行初期以降）

- ・県からの交代要員を含めた人員確保のための応援職員の派遣要請に対し、引き続き職員を派遣
- ・県が実施する自宅療養に対して、準備期に整備した食事の提供等の実施体制に基づき協力

9 物資

【準備期】

感染症対策物資等の備蓄等

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認

【対応期】

備蓄物資等の供給に関する相互協力

- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県の市町村、指定（地方）公共機関等と備蓄する物資及び資材を融通する等、供給に関し相互に協力

10 町民生活及び町民経済の安定の確保

【準備期】

- 1 情報共有体制の整備
 - ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関等との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備
- 2 支援の実施に係る仕組みの整備
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等についてDXを推進し、適切な仕組みを整備
- 3 物資及び資材の備蓄
 - ・ 備蓄する感染症対策物資等（⑨物資に記載）に加え、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な食料品や生活必需品等を備蓄
 - ・ 町内の事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を勧奨
- 4 生活支援を要する者への支援等の準備
 - ・ 新型インフルエンザ等の発生時における、要配慮者等への生活支援、搬送、死亡時の対応のため、県と連携して要配慮者を把握し、その具体的手続を決定
- 5 火葬体制の構築
 - ・ 県の火葬体制を踏まえ、揖斐広域斎場等における火葬の適切な実施について住民課と調整

【初動期】

- 遺体の火葬・安置
- ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備

【対応期】

- 1 町民生活の安定の確保を対象とした対応
 - 1) 心身への影響に関する施策
 - ・ 新型インフルエンザ等により生じ得る心身への影響を考慮した施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・育児に関する影響への対応等）を実施
 - 2) 生活支援を要する者への支援
 - ・ 要配慮者等への、生活支援、搬送、死亡時の対応を実施
 - 3) 教育及び学びの継続に関する支援
 - ・ 学校の使用制限や長期間の臨時休業時における、教育及び学びの継続に関する支援の実施
 - 4) 生活関連物資等の価格の安定等
 - ・ 物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図るための、生活関連物資等の価格の調査、買占め及び売惜しみの監視を実施
 - ・ 生活関連物資等の需給・価格動向等について町民へ情報共有し、相談窓口等を開設
 - ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足発生時における適切な措置の実施
 - 5) 埋葬・火葬の特例等
 - ・ 揖斐広域連合に可能な限りの火葬炉の稼働を要請
 - ・ 円滑な火葬の実施に努め、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所を活用した遺体の適切な保存を実施
 - ・ 火葬が困難な近隣市町村に対して広域火葬の協力を行うよう、揖斐広域連合に要請
 - ・ 火葬能力の限界を超える場合における臨時的遺体安置施設及び遺体の保存作業人員等の確保
 - ・ 緊急事態の状況下における埋火葬許可不要の特例に基づく手続の実施
- 2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応
 - ・ 町民生活及び町民経済の安定を図るため、新型インフルエンザ等の影響を受けた事業者への財政的支援を実施
 - ・ 水道事業者として、水の安定的かつ適切な供給を実施

9 SDGs（エスディージーズ）等の推進

●行動計画は、2015年（平成27年）9月に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念とも一致するものであり、本計画の着実な実行を通して、持続可能な地域社会づくりに貢献していく。

【関連する主なゴール】

